

あなたの思いやりを

(社)被害者支援センター やまなし だより

第12号
平成23年3月

公益社団法人へ移行

平成20年12月に施行された新しい法律により、今後も活動を続ける社団法人は、一般社団法人か公益社団法人へ移行しなければならなくなりました。当センターは、公益社団法人への移行を目指し、関係各機関にご協力をいただき、移行手続きを進めてきました。

昨年12月24日に申請を行い、今年2月4日、山梨県公益認定等審議会より答申を得ました。

3月25日には、山梨県知事の認定を受け、知事より認定書をいただきました。これにより、当センターは4月1日より、「公益社団法人 被害者支援センター やまなし」に生まれ変わります。

公益社団法人のメリット

法人税	公益目的事業は、法人税法上の収益事業であっても非課税
利息等の源泉所得税	免税
法人への寄付	所得税控除を受けられる



3月25日、県警本部長室で唐木芳博本部長(左)に認定の報告

平成22年度 第2回通常総会・理事会を開催

平成23年3月14日(月)

ベルクラシック甲府

当センターは、3月14日(月)午後4時から、ベルクラシック甲府で平成22年度第2回通常総会を開催しました。総会では、竹井清八理事長のあいさつに始まり、来賓として杉田雄二山梨県企画県民部理事様(山梨県知事代理)、輿石靖山梨県警察本部警務部参事官様(本部長代理)から祝辞をいただき、議長選出の打ち議事に入りました。

事務局より平成22年度の「補正予算」、平成23年

度の「事業計画」及び「収支予算」、さらに「公益社団法人への移行認定に関する件」及び「役員等の選任」(公益社団法人の役員の確認)の議案がそれぞれ提出され、全て承認されました。

これに先立ち、同日午後3時からは平成22年度第2回理事会が開かれ、平成23年度の「事業計画」、「収支予算」などについて協議されました。

総会の議事に先立ち、山梨県企画県民部理事・杉田雄二様と山梨県警察本部警務部参事官・輿石靖様にご祝辞をいただきましたので、その一部を紹介します。



被害者の権利利益の保護に期待

山梨県企画県民部理事 杉 田 雄 二

平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されてから、間もなく6年が経ちます。この間、国や地方公共団体の関係機関におきましては、「犯罪被害者等基本計画」に基づき、新たな支援施策の実施や、既存施策の拡充が推進されています。

本県におきましても、平成19年4月に設置いたしました「山梨県犯罪被害者等総合支援窓口」におきまして、犯罪被害者等が抱えている様々な問題に対し、情報提供や相談を行ってきてています。今後も、来年度からスタートする、国の次期基本計画に基づいて、関係機関

等との連携・強化を図りながら、必要な支援を行って参りたいと考えています。

犯罪被害者等が抱える心の痛みや、様々な問題は、複雑かつ深刻で、平穏な生活を取り戻すためには適切な支援を行っていくことが大変重要です。「被害者支援センターやまなし」では、街頭キャンペーンや講演会の開催による啓発活動のほか、日々の電話相談や裁判所への付き添い等の直接支援を行うなど、犯罪被害者等の多様な事情に応じたきめ細やかな支援に取り組んでいただいている。センター役職員の皆様やボランティア支援員の皆様の日頃の取り組みに対して、改めて敬意を表しますとともに、今後も、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向け、大きな役割を果たしていただけるものとご期待を申し上げます。



犯罪のない社会を目指しさらなる展開を

山梨県警察警務部参事官 輿 石 靖

司法制度改革による「被害者参加制度」、「裁判員制度」等の新たな制度の運用が国民の間に浸透し、マスコミの目も被害者支援に向き始め、新聞、テレビ等に取り上げられる機会も増え、犯罪被害者等の存在に対する社会の关心もひときわ高まった感があります。

県内におきましても、「被害者参加制度」、「裁判員制度」等を適用した公判が数多く行われ、これに伴う被害者等からの付き添い支援の要望も増加しています。

また、昨年、山梨県安全・安心なまちづくり条例が一部改正され被害者支援条項が盛り込まれたところですが、これを契機として各自治体でも、それぞれの生活安全条例への支援条項の盛り込みが始まりました。これは、被害者支援における自治体の位置づけを明確にし、住民に犯罪被害者に対する意識付けを図り、犯罪

を犯してはならないという規範意識の向上や犯罪を許してはならないといった気運の醸成に繋がるものと考えております。

被害者支援センターやまなしが行っております「電話相談・面接相談」、「法律・カウンセリング等の専門相談」、「裁判所等への付き添い等支援」等の各種支援事業は、警察を始め自治体等の公的機関では十分な対応が困難な部分です。これらについてのきめ細やかな対応は、個々の犯罪被害者の事情に即した、柔軟で迅速的かつ継続的な支援であり、まさに時代の要求に応えたものです。

設立から5年目を迎え、支援に携わっていただくボランティアの方々も相談、付き添い等の経験を積まれ、支援体制も充実してまいりました。また、公益法人制度改革に伴い、公益社団法人への移行が決定したと伺っています。今後は、公益社団法人として活動を推進する中で、犯罪被害者等早期援助団体となることを視野に、人的・経済的基盤を整備し、被害者支援活動を一層充実していただくことを期待しております。

平成22年度第2回通常総会



平成22年度補正予算

(単位:千円)

		予算額	補正額	補正後予算額
収入	会費収入	4,500	-611	3,889
	寄付金収入	380	479	859
	補助金等収入	10,335	0	10,335
	雑収入	5	-2	3
	前期繰越収支差額	1,200	33	1,233
収入合計		16,420	-101	16,319
支出	事業費	11,897	-1,547	10,350
	管理費	4,394	-478	3,916
	予備費	129	0	129
当期支出合計		16,420	-2,025	14,395
当期収支差額		-1,200	1,891	691
次期繰越金		0	1,924	1,924

平成23年度予算案

(単位:千円)

		予算額
収入	受取会費	3,960
	寄付金収入	802
	受取補助金等	10,335
	雑収入	3
	前期繰越額	0
経常収益計		15,100
支出	事業費支出	11,957
	管理費	3,014
	予備費	129
当期支出合計		15,100
当期収支差額		0
次期繰越収支差額		0

平成23年度事業案

事業名	実施事項	実施時期
会務運営	社員総会	6月
相談活動の推進	理事会 電話相談 メール相談 面接相談 専門相談	総会前、及び必要に応じ 通年
直接支援活動の推進	付き添い支援 日常生活への支援	通年
間接支援活動の推進	間接支援 自助グループへの支援	通年
ボランティア支援員の養成・育成	新規募集と養成講座 研修会(育成講座)	8月～3月 通年
相談体制の充実	専門相談員の委嘱 代理被害の防止	通年
広報啓発活動	広報活動(機関誌発行) 広報活動(ポスター等) 啓発活動(講師派遣)	3回 通年
調査研究活動	啓発活動(講演会) 調査活動及び研究活動	11月 通年

平成22年度第2回総会における竹井理事長のあいさつを紹介します。

安心して暮らせる地域社会の醸成を 設立から4年を経て公益社団法人に

被害者支援センターやまなし理事長 竹井清八

本日の総会は、平成23年度の事業計画や収支予算等について審議していただくわけですが、社団法人としては最後の通常総会になります。

と、申しますのも、会議の中で事務局から報告させます、本年の2月4日に「山梨県公益認定等審議会」から「公益社団法人」の答申をいただき、4月1日から新しく公益社団法人としてスタート致します。

これまでに、会員の皆様方から頂いた温かいご支援、ご厚情に対しまして、この席をお借りし、先ずもって心より感謝とお礼を申し上げます。

当センターは平成19年4月に設立されてから、早いもので4年になろうとしていますが、「公益社団法人」に生まれ変わりましても、被害者支援活動の重要性や必要性を広く県民の皆さんに知って頂くとともに、被害者からの電話相談や面接相談、あるいは裁判所・検察庁等への付き添い支援などの活動に、これまで同様、熱意を持って取り組み、皆様方の期待と信頼に応えて参りたいと心を新たにしているところです。

現在、経済不況の世相や時代を反映して、殺伐とした凶悪事件や悲惨な交通事故等が連日報道されてい



ます。私達も、いつ犯罪や交通事故などに巻き込まれるのか不安に感じていますが、こうした時だからこそ、被害者支援センターの必要性や、果たす役割はますます重要であり、その社会的な使命は極めて大きなものがあると自負しているところであります。

当センターが円滑に運営され、効果的・機能的な活動を行うことにより、被害者の心の傷や人の命の大切さに社会全体が思いを寄せる機運が醸成され、連帯感のある安全で安心して暮らせる地域社会が実現できるものと確信しております。



Q9 民間支援団体として活動する上で、重要なことは何ですか？

Answer 県、市町村及び県民の連携です。

被害者等の支援については、県民、行政機関、民間組織が一体となった社会全体で支えあう支援活動が求められています。



Q10 今後の団体運営や活動取り組みに関する問題点は何ですか？

Answer 安定的な財源の確保です。

現在、全国で多くの民間被害者支援団体が設立されていますが、各団体に共通する問題点は「安定的な財源の確保」です。ある新聞社のアンケートでは、9割の団体が財政難のため、活動内容を制限されているという結果がでています。

民間被害者支援団体の設立後、組織運営の活発化や効果的な活動への取り組みには、安定的な財源の確保が必要・不可欠です。

おわり

ボランティア支援員「第4期生」養成講座を開催

ボランティア支援員「第4期生」候補者を養成する研修講座を実施しました。平成22年12月12日から3月6日までの期間中、計7日間にわたりて被害者支援に必要な法律や精神的症状などの基礎知識や、臨床心理士によるワークショップなどを行い支援員を養成しました。第4期生はこの4月から支援員として活動していただきます。ご活躍を期待しています。

担当いただいた講師の皆さん、ありがとうございました。



開講式



終了式



山口勝弘 副理事長
(県臨床心理士会会長)



有泉辰二美 参事官
(県警本部警務部)



三浦元彦 講師
(県警被害者支援室室長)



百瀬裕三 講師
(臨床心理士)



窟内節子 講師
(山梨英和大学教授)



山角駿 副理事長
(県精神科医会会長)



石川恵 講師
(県弁護士会)



田邊護 講師
(法テラス山梨)



稻永澄子 講師
(臨床心理士)



小川優子 講師
(臨床心理士)



雨宮和子 講師
(県女性相談所所長)



高戸宣人 講師
(県中央児童相談所所長)



武者吉英 講師
(県産婦人科医会前会長)



塚原泳一 講師
(甲府地方検察庁 課長)



大澤英二 講師
(県ボランティア協会会長)

